



平成 26 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 リゾートトラスト株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 伊藤 勝康
コ ー ド 番 号 4 6 8 1 東証・名証第一部
問 い 合 わ せ 先 執行役員 経営企画・I R 部長
相 川 千 絵
電 話 052-933-6519

2021 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 11 月 13 日開催の取締役会において、2021 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」という。）につき、社債額面金額合計額 300 億円の発行を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景及び目的】

当社グループは、会員制リゾート事業を基幹事業として、「信頼と挑戦」「ハイセンス・ハイクオリティ」「エクセレント・ホスピタリティ」を追求し、お客様のしなやかな生き方に貢献することに取り組んでまいりました。平成 25 年 4 月に創業 40 周年を迎えた当社グループは、これまで築き上げてきた基盤とグループ総合力を活かした新たな事業展開に向け、平成 26 年 3 月期から平成 30 年 3 月期までの中期経営計画「Next40～輝く人生のために、変革と果てしなき挑戦～」をスタートしており、計画 2 年目を迎えた今年度以降も、各種取り組みを強力に推進していく所存です。

この中期経営計画の達成に向け、会員制リゾート事業においては、平成 26 年 1 月に「エクシブ鳥羽別邸」、10 月に「エクシブ湯河原離宮」を着工、販売開始するなど着々と開発案件が進行しております。また、メディカル・シニアライフ事業の拡大の一環として、先進の診断機器を用いた会員制の検診サービスを提供する総合メディカルサポート倶楽部「グランドハイメディック倶楽部」では、平成 28 年以降に京都、名古屋及び東京に新たな検診拠点を開設する予定です。さらに、グループの総合力を活かした海外展開の第一弾として、平成 26 年 10 月に世界屈指のリゾート地であるハワイにおいて 50 年以上の伝統と数多くの著名人らが利用した実績を持ち、他を圧倒する高いブランド力のあるホテルとして広く世界に知られた高級リゾートホテルである「ザ・カハラ・ホテル&リゾート」を取得いたしました。

今般の資金調達には、「ザ・カハラ・ホテル&リゾート」を取得するために当社が金融機関から借入れた短期借入金の返済資金等に充当する予定であります。同ホテルの取得に伴い増加した金融機関からの短期借入金を、資金調達コストの最小化を図った長期安定資金に切り替えることが当社にとって最適な財務戦略と考え、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【本新株予約権付社債発行の狙い】

当社は、業容拡大に資する低コストの成長資金の確保を図りつつ、既存株主の皆様に配慮して希薄化を抑制した資金調達手法として、以下のような特徴を有する本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

- ① 本新株予約権付社債はゼロ・クーポンかつ払込金額が社債額面以上で発行されるため、金利コスト及び資金調達コストの最小化を図った調達であること。
- ② 本新株予約権付社債は時価を上回る転換価額を設定することで、発行後の一株当たり利益の希薄化を抑制する効果が期待されること。
- ③ 本新株予約権付社債は転換制限条項を付与することで普通株式への転換可能性を抑制し、既存株主の皆様に配慮した負債性の高い設計であること。

【転換制限条項について】

株価が転換価額の一定水準を一定期間上回らない限り、投資家が新株予約権を行使できない条項をいいます。本新株予約権付社債においては、原則として、各四半期の最終 30 連続取引日のうちいずれかの 20 取引日において、当社普通株式の終値が当該四半期の最終取引日の転換価額の 120%を超えた場合に限り、投資家は翌四半期において新株予約権を行使することができます。但し、満期償還期日の 6 ヶ月前の日以降 2021 年 11 月 17 日までは、いつでも新株予約権の行使が可能となります。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

記

1. 社 債 の 名 称 リゾートトラスト株式会社2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社 債 の 払 込 金 額 本社債の額面金額の101.0%（各本社債の額面金額1,000万円）
3. 新 株 予 約 権 と 引 換 え に 払 い 込 む 金 銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
4. 社債の払込期日及び発行日 2014年12月1日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）
5. 募 集 に 関 す る 事 項
 - (1) 募 集 方 法 Daiwa Capital Markets Europe Limited を単独ブックランナー兼主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額個別買取引受けによる欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付の申込は引受契約書の締結日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。
 - (2) 新 株 予 約 権 付 社 債 の 募 集 価 格 （ 発 行 価 格 ） 本社債の額面金額の103.5%
6. 新 株 予 約 権 に 関 す る 事 項
 - (1) 新 株 予 約 権 の 目 的 である 株式 の 種 類 及 び 数 本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (2) 発 行 す る 新 株 予 約 権 の 総 数 3,000個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券（下記7(4)に定義する。）の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数
 - (3) 新 株 予 約 権 の 割 当 日 2014年12月1日
 - (4) 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 内 容 及 び そ の 価 額
 - (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
 - (ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長又は取締役副社長業務部門管掌役員が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 新株予約権の行使により本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本株式を発行する場合に金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本における増加する資本金本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間 2014年12月15日から2021年11月17日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①下記7(3)(ロ)①乃至⑤記載の当社による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、下記7(3)(ロ)②において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記7(3)(ロ)⑥記載の本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が下記7(6)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③下記7(3)(ハ)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④下記7(3)(ニ)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2021年11月17日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における 2 営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における 3 営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- (7) その他の新株予約権の行使の条件
- (イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (ロ) 2021 年 6 月 1 日(但し、同日を除く。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する 30 連続取引日のうちいずれかの 20 取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の 120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日(但し、2021 年 4 月 1 日に開始する四半期に関しては、2021 年 5 月 31 日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。
- ①(i)株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(以下「JCR」という。)による当社の長期発行体格付が BB+以下である期間、(ii)JCRにより当社の長期発行体格付がなされなくなった期間、又は(iii)JCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間
- ②当社が、下記 7(3)(ロ)①乃至⑤記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、下記 7(3)(ロ)②において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)
- ③当社が組織再編等を行うにあたり、上記(6)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

なお、本(ロ)において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(8) 新株予約権と引換えに 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、金銭の払込みを要しない 本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(9) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付 (イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せず、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して下記7(3)(ロ)③(b)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得ら

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

れる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(7)(ロ)と同様の制限を受ける。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額 300億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率 本社債には利息は付さない。

(3) 本社債の償還の方法及び期限 (イ) 満期償還

2021年12月1日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(ロ) 本社債の繰上償還

①クリーンアップ条項による繰上償還

本①の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知をした上で、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

但し、当社に下記③若しくは⑤に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記④(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本①に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

②税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をした上で、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

対して当該償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、当社に下記③若しくは⑤に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記④(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本②に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

③組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記6(9)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における 14 営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価及びボラティリティ並びにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 170%とする

(但し、償還日が 2021 年 11 月 18 日から 2021 年 11 月 30 日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役社長又は取締役副社長 業務部門管掌役員が、当社取締役会の授権に基づき、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部又は実質上全部の他の会社への売却又は移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

④上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の170%とする。但し、償還日が2021年11月18日から2021年11月30日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本④に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該60日間の最終日から14日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知した上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が上記③及び本④の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合、上記③の手続が適用されるものとする。

⑤スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に）通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の170%とする。但し、償還日が2021年11月18日から2021年11月30日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

⑥本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2017年12月1日（以下「本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日」という。）に、その保有する本社債を額面金額の100%の価額で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日に先立つ30日以上60日以内の期間中にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに下記(6)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。但し、当社が上記①乃至⑤に基づく繰上償還の通知を行った場合、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日前に当該通知が行われている限り、当該通知と本⑥に基づく通知の前後にかかわらず、本⑥に優先して上記①乃至⑤に基づく繰上償還の規定が適用される。

(ハ) 買入消却

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(ニ) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。

(ホ) 償還場所

下記(7)記載の名簿管理人又は下記(6)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人の所定の営業所において支払う。

- (4) 新株予約権付社債 本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券（以下の券面「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。
- (5) 無記名式新株予約権付社債券 本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。
- (6) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人 Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. (主支払・新株予約権行使請求受付代理人)
- (7) 新株予約権付社債に係る名簿管理人 Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.
- (8) 社債の担保又は保証 本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

8. 特約 (イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、①外債（以下に定義する。）に関する支払、②外債に関する保証に基づく

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

支払又は③外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも同時に付す場合又は(b)その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも同時に付す場合は、この限りでない。

本(ロ)において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

- | | | | | |
|-------|---|---|---|-------------------------------|
| 9. 取 | 得 | 格 | 付 | 本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。 |
| 10. 上 | 場 | 取 | 引 | 所 本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。 |
| 11. そ | の | 他 | | 当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。 |

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債発行による発行手取金については、全額を平成 26 年 12 月末までに「ザ・カハラ・ホテル&リゾート」の取得資金に充当する予定です。上記取得資金のうち、300 億円を当社が金融機関から借入れた短期借入金の返済資金に、残額を取得に係る諸経費支払いのための資金の一部に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

変更はありません。

(3) 業績に与える見通し

本新株予約権付社債に利息は付されておらず、本新株予約権付社債の発行により金利負担軽減の効果があると考えておりますが、当該効果が当社グループの業績に与える影響は軽微です。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、将来にわたり継続的に安定成長することが企業価値を向上させ、株主価値を高めることにつながり、それが株主の皆様へ報いる最重要課題であると認識しております。資本を充実させ財務の健全性を維持し、成長が見込まれる事業への投資のために内部留保を確保しながら、株主の皆様にも原則として「連結配当性向 30%以上」の配当を実施していくことを基本方針とします。現中期経営計画「Next40」においては、「配当性向 40%を目指し、安定的に還元」を行い、持続的成長に必要な内部留保とのバランスをとりつつ、新たな収益機会獲得のため「積極的・機動的なM&A」など、成長投資への資源配分を行っていく方針です。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定に際しては、上記基本方針に基づき、経営環境及び業績等を勘案して決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、既存事業の拡大や新規事業への投資など企業価値向上のために活用していくことに加えて、株主還元としての各種施策も機動的に実施してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	115.95 円	75.38 円	88.39 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	40.00 円 (20.00 円)	55.00 円 (25.00 円)	46.00 円 (30.00 円)
実績連結配当性向	34.5%	36.5%	35.1%
自己資本連結当期純利益率	9.5%	11.4%	12.2%
連結純資産配当率	3.3%	4.2%	4.3%

(注) 1. 1 株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。

3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産の部合計で期首と期末の平均）で除した数値です。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
5. 当社は、平成26年1月1日をもって当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり連結当期純利益、実績連結配当性向及び連結純資産配当率は、平成25年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出してしております。なお、平成24年3月期及び平成25年3月期の1株当たり年間配当金及び1株当たり中間配当金並びに平成26年3月期の1株当たり中間配当金は、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載してしております。
6. 平成25年3月期の1株当たり年間配当金には、創立40周年記念配当5.00円を含めております。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による自己株式の処分

払込期日	処分株式数	処分価額	処分価額の総額	摘要
平成24年9月3日	417,000株	1株につき1,381円	575,877,000円	(注) 1
平成26年3月3日	282,600株	1株につき1,769円	499,919,400円	(注) 2
平成26年3月3日	565,200株	1株につき1,769円	999,838,800円	(注) 3

(注) 1. E S O P（株式給付型プラン）導入における自己株式の処分であります。

2. E S O P（業績連動型プラン）導入における自己株式の処分であります。

3. 株式給付信託（B B T）導入における自己株式の処分であります。

・2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

払込期日	発行総額	転換価額	転換率	摘要
平成25年7月29日	15,000百万円	2,082円	0.0%	(注)

(注) 転換価額及び転換率は、平成26年10月31日現在のものです。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	1,128円	1,335円	2,605円	1,610円
高 値	1,387円	2,680円	3,980円 □1,955円	2,765円
安 値	892円	1,204円	2,390円 □1,531円	1,503円
終 値	1,343円	2,631円	1,597円	2,552円
株価収益率（連結）	11.58倍	17.45倍	18.07倍	—

(注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 当社は、平成26年1月1日をもって当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、□印は、当該株式分割による権利落後の株価であります。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

3. 平成 27 年 3 月期の株価については、平成 26 年 11 月 12 日現在で表示しております。
4. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成 27 年 3 月期については、未確定のため記載しておりません。

(3) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後 180 日間を経過するまでの期間中、主幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の交付、公表済みの当社のストックオプション制度及び株式所有制度に基づく株式の交付及びストックオプションの付与、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日において存在する新株予約権等の行使による当社普通株式の発行、株式分割による当社普通株式の交付、その他日本法上の要請による場合を除く。）を行わない旨を合意しております。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。